

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名 園芸畜産課	整理番号 1-5
処分の種類	補償金額の全部又は一部の負担命令	
根拠法令条例等・条項	漁業法第39条第13項	
処分の概要	公益上の必要による漁業権の変更、取消、行使の停止がなされたときに、変更、取消、行使の停止によって利益を受ける者があるときは、補償金額を負担させることができる。	
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】漁業法第39条第13項 (公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は行使の停止) 第三十九条 漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。 2 漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前項に同じである。 3 前二項の規定による処分をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。 4 前項の場合には、第三十七条第四項(意見の聴取)の規定を準用する。 5 第一項又は第二項の規定による漁業権の変更若しくは取消し又はその行使の停止については、第十一条第六項の規定を準用する。 6 都道府県は、第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消し又はその行使の停止によって生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。 7 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。 8 第六項の補償金額は、都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。 9 前項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。 10 前項の訴えにおいては、都道府県を被告とする。 11 第一項の規定により取り消された漁業権の上に先取特権又は抵当権があるときは、当該先取特権者又は抵当権者から供託をしなくともよい旨の申出がある場合を除き、都道府県は、その補償金を供託しなければならない。 12 前項の先取特権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。 13 第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消し又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府県は、その者に対し、第六項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。 14 前項の場合には、第九項及び第十項、第三十四条第二項(海区漁業調整委員会への諮問)並びに第三十七条第四項(意見の聴取)の規定を準用する。この場合において、第九項中「増額」とあるのは、「減額」と読み替えるものとする。 15 第十三項の規定による負担金は、地方税の滞納処分の例によつて徴収することができる。ただし、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>	
基準の制定根拠	—	